

議案番号	第 2 号			
議案内容	神戸国際港都建設計画高度地区内における建築物の高さの最高限度を超える「小学校、中学校」の増築			
抵触条項	建築物の高さの最高限度（高度地区計画書）			
許可根拠規定	高度地区計画書ただし書「4. 許可による特例(2)」			
申請者	神戸市こども家庭局長			
申請場所	神戸市中央区野崎通1丁目、上筒井通2丁目			
地域地区	用途地域	第一種中高層住居専用地域 (指定建蔽率 60%, 指定容積率 200%)		
	防火地域他	準防火地域、第3種高度地区		
工事種別	増築			
建築物用途	小学校、中学校（増築部分：こどもひろば）			
規模		申請部分	申請外部分	合計
	敷地面積			26,193.41 m ²
	建築面積	214.60 m ²	4,253.50 m ²	4,468.10 m ²
	延べ面積	184.37 m ²	12,813.97 m ²	12,998.34 m ²
	構造	軽量鉄骨造	RC造	建蔽率 17.06 % 容積率 49.21 %
	階数	地上1階	地上6階	
	最高高さ	6.565 m	25.59 m	
備考	<ul style="list-style-type: none"> 直近の許可【神戸国際港都建設計画高度地区の都市計画変更（平成25年3月5日）による】：平成29年11月8日 第3144号 			

<p>高さに関する 規制値</p>	<p>第3種高度地区</p>	<p>1 建物の高さは、20m以下</p> <p>2 建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線または隣地境界線までの真北方向の水平距離が8m未満の範囲においては、当該水平距離に1を乗じて得たものに7mを加えたもの以下とし、真北方向の水平距離が8m以上の範囲にあっては、当該水平距離から8mを減じたものに0.6を乗じて得たものに15mを加えたもの以下</p>
<p>高さの 状況</p>	<p>上記規制値において</p> <p>1 増築部分は規制値内におさまっているが、既存部分において、領域1で3.19m、領域2で5.59m最高限度を超える部分がある（平成29年11月8日許可）。</p> <p>2 規制値内におさまっている。</p>	
<p>その他</p>		